

2019年10月17日

受益者の皆さまへ

東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

このたび弊社では標記の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 繰上償還予定日

2020年1月24日

2. 繰上償還の理由

「グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）」は、2010年9月に設定され、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド」※の各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回る状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難く、商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

※「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）」を指します。

3. 書面決議

繰上償還にあたっては、2019年10月18日現在の受益者を対象に、2019年11月21日に書面決議を行います。

2019年10月18日現在の受益者の方には2019年10月21日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りしますので、2019年11月20日（必着）までに、賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。

書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上

